

第四条 桑苗の検査は、圃場^ほにおいて栽培中の桑苗について行なう検査

(以下「圃場検査」という。)及び生産された桑苗について行なう検査

(以下「生産物検査」という。)とする。

(圃場検査の期日の通知)

第五条 知事は、圃場検査を行なおうとするときは、あらかじめ桑苗生産者に対し、圃場検査の期日を通知するものとする。

(圃場検査の方法)

第六条 圃場検査は、その対象となる圃場のすべての桑苗について、萎縮病ウイルス、モザイク病ウイルス、クワカイガラムシ等(以下「圃場病害虫」という。)が付着していないかどうか、及び蚕糸業法施行規則(昭和二十年農林省令第三十一号)第五十五条の規定(以下「摘葉禁止規定」という。)に違反して摘葉されていないかどうかについて行なう。

2 検査員は、圃場検査の際、圃場病害虫が付着していると認めるとき、又は摘葉禁止規定に違反して摘葉されていると認めるときは、直ちに当該桑苗生産者に対し、圃場病害虫のまん延を防止するため必要な事項を指示し、又は摘葉禁止規定に違反して摘葉された桑苗を抜き取るよう指示しなければならない。

3 前項の指示を受けた桑苗生産者は、当該指示に従つて必要な措置を講じ、検査員の確認を受けなければならない。

(圃場検査の結果の報告)

第七条 検査員は、圃場検査を終了したときは、すみやかにその結果を知事に報告するものとする。

(生産物検査の申請)

第八条 桑苗生産者は、生産物検査を受けようとするときは、生産物検査

申請書(様式第二号)を受検希望期日の五日前までに知事に提出しなければならない。

(生産物検査の期日及び場所の指定等)

第九条 知事は、生産物検査申請書の提出があつたときは、生産物検査の期日及び場所を指定し、申請者に対して通知するものとする。

(生産物検査の準備)

第十条 桑苗生産者は、生産物検査を受けようとするときは、あらかじめ、生産物検査を受けようとする桑苗を生産場所別、品種別、採苗法別及び規格別に区分して束にしたうえ、生産物検査を受ける場所に仮植えしておかなければならない。

2 前項の桑苗の規格は、次の表のとおりとする。

規格	根	ま	わ	り
大苗	三・五センチメートル以上			
中苗	二・五センチメートル以上三・五センチメートル未満			
小苗	二・一センチメートル以上二・五センチメートル未満			

3 第一項の規定により桑苗を束にする場合は、大苗は二十五本、中苗及び小苗は五十本をそれぞれ一束としなければならない。ただし、端数を生じたときは、それぞれその端数を一束とすることができる。

(生産物検査の方法及び不合格の基準)

第十一条 生産物検査は、前条の規定により区分して束にされた桑苗について、十束(十束に満たないものは、その束)に対して一束の割合で抽

出して行なうものとし、当該抽出した束の桑苗の中に次の各号の一に該当するものがある場合には、生産物検査の申請に係る桑苗は、不合格とする。

一 第六条第三項の規定による確認を受けていない圃場で生産されたもの

二 紫紋羽病菌、白紋羽病菌、胴枯病菌、根朽病菌、クワカイガラムシ、根留線虫等の病害虫の付着しているもの

三 根部の発育が不良なもの

(不合格の理由の明示)

第十二条 検査員は、生産物検査の結果桑苗を不合格としたときは、当該申請者に対してその理由を明示しなければならない。

(再検査)

第十三条 桑苗生産者は、生産物検査の結果不合格となつた桑苗について、前条の規定により明示された不合格の理由に係る原因を除去したときは、再検査の申請をすることができる。

2 第八条から前条までの規定は、前項の再検査について準用する。

(桑苗検査証票)

第十四条 検査員は、生産物検査の結果、桑苗を合格としたときは、桑苗検査証票(様式第三号)に桑苗検査合格証印(様式第四号)及び当該検査員の認印を押すつして、これを合格した桑苗の束に付けなければならない。

(検査の立会い)

第十五条 桑苗生産者又はその代理人は、桑苗の検査に立ち会い、検査員の指示に従わなければならない。

(桑苗検査証票の再使用等の禁止)

第十六条 桑苗検査証票は、再使用し、その他不正に使用してはならない。(検査の失効)

第十七条 生産物検査に合格した桑苗は、次の各号の一に該当する場合には、生産物検査を受けていないものとみなす。

一 桑苗検査証票が失われ、又は著しく損傷された場合

二 束が破損され、又は改装された場合

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項)

第十八条 この規則に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の規定により地方農林振興局長の委任決裁事項として定められた事項は、桑苗の検査の実施に関する事務である。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県手数料徴収規則の一部改正)

2 鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一百五十二号中「桑苗検査手数料」を「桑苗検査(生産物検査)手数料」に改める。

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

3 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方農林振興局長の項第二十八号を次のように改める。

二十八 鳥取県桑苗検査規則(昭和四十四年九月鳥取県規則第五十一

様式第1号

(表面)

(裏面)

第 号

桑 苗 検 査 員 証

職 氏 名

年 月 日

鳥 取 県 知 事 氏 名 印

右は、桑苗検査員であることを証する。

8 センチメートル

鳥 取 県 桑 苗 検 査 規 則 第 三 条 第 三 項

(抜 す い)

検査員は、桑苗の検査を行なう場合には、その身分を示す
証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示し
なければならない。

号)の規定による桑苗の検査の実施

← 6 センチメートル →

様式第2号

生 産 物 検 査 (再 検 査) 申 請 書

職 氏 名 殿

下記のとおり生産物検査(再検査)を申請します。

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

記

生産場所										
検査希望月日	月	日	検査希望場所							
品 種 名	採 苗 法	大 苗		中 苗		小 苗		計		
		束数	本数	束数	本数	束数	本数	束 数	本 数	
		束	本	束	本	束	本	束	本	
合	計									

様式第3号

(表面) (裏面)

桑苗検査証票

合格証印欄

鳥 取 県

年産桑苗

品 種 名

生 産 者

住 所
(所在地)

氏 名
(名 称)

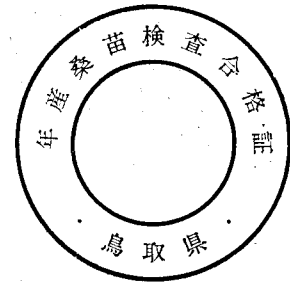
検査年月日

検 査 員

10センチメートル

6センチメートル

様式第4



←2.5センチメートル→

備考

- 1 中央の白地には、大、中又は小を表示する
- 2 肉色は赤とする。

備考 紙質は、模造紙とする。

(裏)

狩猟免許税に関する証明書

昭和 年 月 日

市町村 長 殿

住所

氏名

狩猟免許税の申告に必要があるので、私が下記に該当するものであることを証明願います。

記

昭和 年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者である。

上記のとおり相違ないことを証明する。

昭和 年 月 日

市町村 長

狩猟免許税に関する証明書の様式を次のように改める。

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十四年九月十九日

鳥取県告示第五百五十二号

昭和三十八年九月鳥取県告示第四百八十一号(鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する関係書類の様式について)の一部を次のように改正し、昭和四十四年度分の狩猟免許税に係るものから適用する。

告 示

(注) この証明書は、狩猟免許税の税額700円を納付する人に必要です。

鳥取県告示第五百五十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第一項の規定により、次の保険医療機関の指定辞退の申出を受理したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十四年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所在地	指定辞退の効力発生年月日
河瀬齒科医院	鳥取市今町二丁目六九	昭和四十四年十月一日

鳥取県告示第五百五十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ十一第二項の規定により、次の保険医の登録抹消の申出を受理したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十四年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号番号	登録抹消の効力発生年月日
河瀬 外左	鳥 齒 一 二 四	昭和四十四年十月一日

鳥取県告示第五百五十五号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、ひな白痢検査を実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十四年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査の方法 ひな白痢急速凝集反応別表

実施期日	実施区域	実施場所
九月二十九日	淀江町	各鶏舎
〃 三十日	〃	〃
十月 一日	〃	〃
〃 二日	米子市	〃
〃 三日	〃	〃
〃 四日	〃	〃

鳥取県告示第五百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す

る。

その関係図面は、昭和四十四年九月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	変更前 敷地の幅員 メートル	変更後 敷地の幅員 メートル
池谷福部 停車場線	岩美郡福部村大字箭矢字山崎六四三の一の先から 橋二〇五の一の先まで	大字粟谷字高	五・〇	五・五
			六八〇・〇	七四〇・〇

鳥取県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十四年九月十九日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年九月十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
池谷福部 停車場線	岩美郡福部村大字箭矢字山崎六四三の一の先から 大字粟谷字高橋二〇五の一の先まで		昭和四十四年九月十九日

鳥取県告示第五百五十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年九月六日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十四年九月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長 メートル
米子市立町 四丁目二二五 田平 勇市	米子市西三柳字小左衛門開市庵道西 一一二三ノ四	幅員 四・〇〇 長さ 一四四・三〇 メートル
"	"	一一二三ノ五
"	"	一一二四ノ六
"	"	一一二四ノ七
"	"	一一二七ノ五
"	"	一一二七ノ七
"	"	一一二七ノ八の一部
"	"	一一二九ノ三
"	"	一一二九ノ四
"	"	一一二九ノ五
"	"	一一二三ノ四地先農道

“	1113105	“
“	1113107	“
“	1113106	“
“	1113105	“
“	1113105	“
“	1113105	“
“	1113103	“

公 告

高圧ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、
昭和44年度第2回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和44年9月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第1種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	午前9時30分から 午前10時30分まで
	高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	午前10時30分から 午後0時まで

第2種販売主任者免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令	午前9時30分から 午前10時30分まで
	液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	午前10時30分から 午後0時まで

2 試験の期日及び場所

- (1) 試験の期日 昭和44年10月19日（日曜日）
- (2) 試験の場所 倉吉市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願書にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料
 - 第1種販売主任者免状に係る試験 700円
 - 第2種販売主任者免状に係る試験 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の提出期間

昭和44年9月29日から昭和44年10月7日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。